(3)　年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。

(4)　国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとすること。

(三)　国の責務

国は、(二)の基本的な考え方にのっとり、社会保障制度改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。

（第三条関係）

(四)　改革の実施及び目標時期

政府は、2の基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後一年以内に、3の(一)の社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとすることとした。（第四条関係）

2　社会保障制度改革の基本方針

(一)　公的年金制度

政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとすることとした。（第五条関係）

(1)　今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、3の(一)の社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

(2)　年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を行うこと。

(二)　医療保険制度

政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法、国民健康保険法その他の法律に基づく医療保険制度（以下単に「医療保険制度」という。）に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとすることとした。（第六条関係）

(1)　健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保すること。

(2)　医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ること。

(3)　医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備すること。

(4)　今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、3の(一)の社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

(三)　介護保険制度

政府は、介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護サービス」という。）の範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保するものとすることとした。（第七条関係）

(四)　少子化対策

政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、単に子ども及び子どもの保護者に対する支援にとどまらず、就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援を幅広く行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、待機児童に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けて、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとすることとした。（第八条関係）

3　社会保障制度改革国民会議

(一)　社会保障制度改革国民会議の設置

平成二四年二月一七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、1の(二)の基本的な考え方にのっとり、かつ、2の基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議（以下「国民会議」という。）を置くこととした。（第九条関係）

(二)　組織等

国民会議は委員二〇人以内をもって組織すること、委員は優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命すること、委員は国会議員を兼ねることを妨げないこと、国民会議に事務局を置くこと等、国民会議の組織等に関し、必要な事項を定めることとした。（第一〇条から第一二条まで、第一四条及び第一五条関係）

(三)　設置期限

国民会議は、この法律の施行の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとすることとした。（第一三条関係）

4　附則

(一)　生活保護制度の見直し

政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとすることとした。（附則第二条関係）

(1)　不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。

(2)　生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

(二)　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

―――――――――

◇子ども・子育て支援法（法律第六五号）（内閣府本府）

1　総則

(一)　目的

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　基本理念

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないこととした。（第二条関係）

(三)　定義

「教育・保育施設」とは、認定こども園、幼稚園及び保育所をいうものとすることとした。（第七条関係）

2　子ども・子育て支援給付

(一)　子ども・子育て支援給付の種類

子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子どものための教育・保育給付とすることとした。（第八条関係）

(二)　子どものための現金給付

子どものための現金給付は、児童手当の支給とし、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによることとした。（第九条及び第一〇条関係）

(三)　子どものための教育・保育給付

(1)　子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とすることとした。（第一一条関係）